

令和3年度山形県及び関係団体の新規就農者支援策一覧

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
1	山形県	ワンストップ窓口	—	「山形県新規就農相談センター」をセンター内に設置し、コーディネーターによる就農相談や各種支援制度の紹介を実施	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	①就農相談
2	山形県	農業短期体験プログラム	山形県で新規就農を希望する者等	○短期研修受入農業者に対して参加者1人当たり7千500円(宿泊)・5千円(日帰り)を支援。ただし、同一農業者で9日を超える場合、1千円/日の参加者負担有り。年間最大15日まで利用可能 ○参加に係る傷害保険料を負担	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	②農業体験
3	山形県	独立就農者育成研修事業	山形県で新規就農を希望する者等	【交付金型】 ○非農家出身で独立自営就農を目指す就農時50歳未満の者等 ○農業次世代人材投資資金(年間最大150万円)を受給しながら、先進農家等で栽培技術や経営手法を学ぶ 【県支援型】 ○非農家出身で独立自営就農を目指す就農時50歳以上の者等 ○独立就農者育成研修事業助成金を受給しながら、先進農家等で栽培技術や経営手法を学ぶ	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	④研修費用助成
4	山形県	海外研修支援事業	・山形県内において農業に従事するか、又は従事しようとする30歳未満の方 ・知事の推薦を受け、(公社)国際農業者交流協会により派遣される研修生	○海外研修往復旅費 ○研修費、研修派遣事務委託費等 ○助成額25万円以内	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	④研修費用助成
5	山形県	新規就農定着サポート事業	認定新規就農者等(新規参入者) ・営農費用助成は50歳以上の方	【営農費用助成】 ○営農費用(種苗費、農薬費、肥料代等)の一部を助成。助成額36万円以内 【アドバイザーの設置】 ○農業に関するアドバイザーを設置する場合、アドバイザーに対し1年目10万円、2年目5万円を助成	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑤営農費用助成
6	山形県	新規就農パンフレット	—	新規就農者の支援制度をまとめたガイドブックを作成・配布	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/	⑫その他
7	山形県	雇用就農促進事業	50歳以上の就農希望者を雇用・育成し、農業生産を拡大する農業法人等	雇用就農者に対する研修経費として、1人当たり年間最大120万円(教育研修助成金月額最大10万円)を1年間助成	—	—	(一社)山形県農業会議	023-622-8716	http://www.yca.or.jp	④研修費用助成
8	山形県	農の雇用事業	50歳未満の就業希望者を雇用・育成する農業法人等	新規就業者に対する研修費として、1人当たり年間最大120万円(教育研修助成金月額最大9万7千円、指導者研修費年間最大12万円(年間最大の内数)を助成(新法人設立タイプは最長4年間)	—	—	(一社)山形県農業会議	023-622-8716	http://www.yca.or.jp	④研修費用助成
9	山形県	新規就農支援研修	山形県で新規就農を希望する者等	優れた農業経営者や県の試験研究機関での農作業を通じた実践的な栽培技術の習得と農林大学校での講義による基礎知識の学習を合わせた1年間の研修(継続研修を希望する場合は最長2年間)	令和3年1月12日～ 令和3年3月26日	50名	山形県立農林大学校	0233-22-8794	http://ynodai.ac.jp/	③研修制度
10	山形県	働きながら学ぶ農業入門講座	山形県で新規就農を希望する者等	就農に向けて他産業に従事しながら、水稲・果樹・野菜栽培の基礎を学ぶ夜間の研修と休日の現地講習を実施。(講義6回、現地講習1回予定)	令和3年3月12日～ 令和3年4月12日	稲作講座20名 果樹講座30名 野菜講座20名	山形県立農林大学校	0233-22-8794	http://ynodai.ac.jp/	③研修制度

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
11	各市町村	農業次世代人材投資資金（経営開始型）	独立・自営就農する経営開始5年以内の新規就農者（就農時50歳未満）	1年目150万円、4～5年目120万円	—	—	—	—	—	⑪所得確保（給付金等）
12	各市町村	強い農業・担い手づくり総合支援事業	・認定農業者 ・認定新規就農者 ・適切な人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体等	融資を受けて農業用機械等を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援。 【補助率】：融資残額3/10上限	—	—	—	—	—	⑫その他
13	①山形市	新規就農バスツアー	山形市に新規就農を希望している者	バスツアー。市内の農家等を視察訪問する。参加費無料、昼食代は実費 山形市新規就農者受入協議会の取り組みとして実施	8月頃	予算内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	②農業体験
14	①山形市	新規就農短期体験フリープラン	山形市に就農を希望する他産業従事者、学生等で満70歳までの者	山形市内の受入農家にて農作業を体験する。期間は1～5日、内容は受入農家との相談による 山形市新規就農者受入協議会の取り組みとして実施	随時募集	体験事業実施可能な範囲で参加者を募集する	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nougyo/1006761/index.html	②農業体験
15	①山形市	就農研修サポート事業	新規就農者等	山形市の補助を受けて受入協議会で実施する。 ○大学や県農業機関等の県内の研修に参加する場合、その研修の参加費について助成（年間上限10万円、費用の2分の1以内の額） ○相談アドバイス等の営農指導を行うベテラン農業者に対して助成（指導を受け持つ就農から5年目までの新規就農者1人につき、1年目10万円、2年目以降5万円で算定した金額を交付）	随時募集	予算内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	④研修費用助成
16	①山形市	新規就農支援事業（農地賃借・機械・施設導入）	就農から3年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）の農地賃借や、農業用機械・施設の購入費を補助。 ○農地：実際の賃借料と補助基準額に、賃借面積を乗じて得た額のいずれか少ない額で、1人10万円/年を限度。最長3年 ○機械・施設：補助率30%、上限30万円。就農から3年まで	随時募集	予算内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	⑤営農費用助成
17	①山形市	新規就農支援事業（住宅家賃）	本市に転入し、農業を継続的に営もうとする新規就農者及び研修生（就農時50歳未満）	市外から市内に住所異動し、新たに市内で農業を始める新規就農者又は研修生に対し、住宅家賃の1/2以内の額を補助（上限4万円/月）（研修最大2年間 就農後最大5年間）	随時募集	予算内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	⑨住宅助成
18	①山形市	新規就農支援事業（施設修繕）	就農から5年以内の者（18歳～70歳）	新たに農業経営を開始した新規就農者（70歳以下）が行う、施設及び付帯設備の修繕に要する経費を補助。 補助率30%、上限30万円。就農から5年まで。	随時募集	予算内	農林部 農政課	023-641-1212 (内線436、430)	—	⑤営農費用助成
19	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者 ・認定農業者 ・集落営農組織	農業用機械・施設で、耐用年数が5年以上のもの（中古は2年以上）の購入費を助成 ・認定新規就農者：補助率1/2（上限25万円） ・認定農業者、集落営農組織：補助率1/3（上限20万円）	令和3年3月上旬～3月末	認定新規就農者を優先に予算の範囲内で交付決定	農林夢づくり課 農夢係	023-672-1111 (内線411)	—	⑤営農費用助成
20	②上山市	上山市担い手等経営確立支援事業費補助金	・認定新規就農者	農地法の許可に基づき賃借する農地及び農地中間管理事業を活用して賃借する農地の賃借料を助成。（補助率1/2、上限10万円）	令和3年3月上旬～3月末	予算の範囲内で交付決定	農林夢づくり課 農夢係	023-672-1111 (内線411)	—	⑧農地取得支援

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
21	③天童市	天童市農業後継者県外派遣事業	農業後継者等で構成する団体	県外研修に係る経費の1/3の額（1人当たり1万5千円を上限）を助成	随時募集	不定	農林課	023-654-1111 (内線215)	www.city.tendo.yamagata.jp	④研修費用助成
22	③天童市	農業担い手等経営確立支援事業	認定農業者又は認定新規就農者	認定新規就農者が、必要な機械等の導入又は整備する時の経費を助成。金額は経費に1/3を乗じて得た額又は40万円のいずれか低い額。就農5年以内の農外からの新規参入者は、70万円のいずれか低い額	年1～2回	不定	農林課	023-654-1111 (内線215)	www.city.tendo.yamagata.jp	⑤営農費用助成
23	③天童市	天童市新規就農者連絡協議会活動支援事業	天童市新規就農者連絡協議会	天童市新規就農者連絡協議会が行う、先進地視察研修、定期勉強会、講師を招いての実施研修等に要する経費に対し、15万円を助成	随時募集	不定	農林課	023-654-1111 (内線215)	www.city.tendo.yamagata.jp	④研修費用助成
24	④山辺町	青年農業者団体支援事業	山辺町青年農業者連絡協議会	青年農業者交流等の目的団体への研修、企画事業等への助成（定額）	—	—	産業課	023-667-1106	—	⑫その他
25	⑤中山町	果樹等経営安定対策支援事業	認定農業者/認定新規就農者	果樹等に使用した農薬の10%を補助	—	—	産業振興課	023-662-2114	—	⑤営農費用助成
26	⑤中山町	生産基盤強化支援事業	認定農業者/認定新規就農者	農業用機械の導入経費の10分の3を補助 上限は30万円 設計金額が10万円以上で、事業実施年度において法定耐用年数に達していないもの 原則として、軽トラックのような汎用性の高いものは対象外	令和3年5月14日～ 令和3年5月24日	予算の範囲内	産業振興課	023-662-2063	—	⑤営農費用助成
27	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1) 新規就農者/認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となることが見込まれる者 (2) 中高年就農者/45歳以上65歳未満の者で、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行なっている者	施設整備、機械購入、基盤整備等の営農に係る経費を助成。45歳未満の新規就農者は、事業費の1/2以内の100万円が限度（45歳～65歳未満の中高年就農者は50万円、夫婦ともに就農する場合は150万円が限度）	—	—	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougou/shunoshashien.html	⑤営農費用助成
28	⑥寒河江市	寒河江市農業後継者育成事業	寒河江市内の農業後継者	団体が自主的に行う講演会や視察研修会等の活動経費に対し定額助成(30万円)	—	—	農林課	0237-85-1763	—	⑫その他
29	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	(1) 新規就農者/認定新規就農者又は年度内に認定新規就農者となることが見込まれる者 (2) 中高年就農者/45歳以上65歳未満のもので、新規に就農又は専業農家となり5年以内のもので認定新規就農者と同水準の営農を行なっている者	農地の賃借料助成。10a以上の農地を5年以上賃借契約を行った場合に契約から2年間を限度に、賃借料の1/2を助成（ただし、参考小作料が上限）	—	—	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougou/shunoshashien.html	⑧農地取得支援
30	⑥寒河江市	寒河江市新規就農者支援育成協議会事業	寒河江市で新規就農を希望する者及び新規就農者等	市農林課・農業委員会・西村山農業技術普及課・JAさがえ西村山・市農業士会・広域農業活性化センター・担い手の会等で構成された協議会が、新規就農者等の支援と育成・確保を図るため、各組織が連携して様々な相談や情報提供等を行う	—	—	農林課	0237-85-1763	—	⑫その他
31	⑥寒河江市	新規就農者定住促進支援事業	本市に転入し、農業を継続的に営もうとする新規就農者及び研修生	【住宅支援事業】 市外から市内に定住し、新たに市内の農地を活用し農業を始める50歳未満の新規就農者又は研修生に対し、家賃の1/2（上限4万円/月）、光熱水費を一律5千円/月を補助（5年間）	—	—	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougou/shunoshashien.html	⑨住宅助成
32	⑥寒河江市	新規就農者定住促進支援事業	上記の新規就農者又は研修生に対し営農指導等を行う認定農業者及び新規就農者支援育成協議会会員（3親等以内の親族は除く）	【営農支援事業】 住宅支援事業を活用する新規就農者又は研修生へ、アドバイザー設置費用（営農指導委託料）として5万円/年を助成（2年間）	—	—	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougou/shunoshashien.html	⑦受入農家への助成
33	⑥寒河江市	寒河江市担い手新規就農支援事業	45歳未満の男性就農者又は60歳未満の女性就農者	45歳未満の男性就農者又は60歳未満の女性就農者が海外で農業研修を行う場合、交通費、宿泊費、その他研修に直接必要な経費（渡航手続費用、傷害保険料等に要する経費は除く）を助成。20万円が限度	—	—	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougou/shunoshashien.html	④研修費用助成
34	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業士会、河北町認定農業者の会など	(1) 農業者に関する研修（海外研修、国内研修） (2) 新規就農者を育成又は確保する事業 (3) 消費者との交流事業 (4) 生産、流通、販売及び経営等に関する事業で、自ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加工の新技術の研究開発等を図る事業 上記事業に対し、個人又は1団体あたり20万円を限度に支給	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	④研修費用助成 ⑦受入農家への助成 ⑩販路拡大
35	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業士会、河北町認定農業者の会など	新規就農者を育成又は確保する事業（例：新規就農者を対象とする研修会等）に対し助成。個人又は1団体あたり20万円が限度	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑦受入農家への助成
36	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業士会、河北町認定農業者の会など	消費者等との交流事業（例：各種イベントの実施及び参加等）に対し助成。個人又は1団体あたり20万円が限度	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑩販路拡大

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
37	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業者会、河北町認定農業者の会など	生産、流通、販売及び経営等に関する事業で、自ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加工の新技術の研究開発等を図る事業に対し助成。個人又は1団体あたり20万円を限度	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑩販路拡大
38	⑦河北町	河北町就農研修生受入協議会事業	—	(1) 就農研修生の募集及び指導 (2) 新規就農者の営農支援 (3) 受入農家の資質向上 (4) 会員相互の情報交換 (5) 経営・技術、資金及び農地等に関する関係機関・団体との連携	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	③研修制度
39	⑦河北町	新規就農者定住支援事業	認定新規就農者等	家賃月額2分の1又は月額4万円のいずれか低い額を最長3年間	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑨住宅助成
40	⑦河北町	新規就農者農業用機械購入支援事業	認定新規就農者	農業用機械の購入補助として、10万円以上で耐用年数が5年以上の農業用機械を購入した場合、購入費用の1/2（上限額50万円）を補助。	—	—	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—	⑤営農費用助成
41	⑧西川町	農業担い手育成事業	町内の担い手農業者等	西川町農業担い手協議会で、以下の取組みを実施 (1) 就農研修生の勧誘・指導 (2) 受入農家の資質向上 (3) 会員相互の情報交換	—	—	産業振興課	0237-74-2113	—	③研修制度
42	⑧西川町	技術習得支援事業	町内の担い手農業者等	農業機械等の操作や簿記等の専門技術を習得するための研修等経費を助成（1/2以内）	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	④研修費用助成
43	⑧西川町	農業機械施設整備支援事業	認定新規就農者等	農業用機械レンタルに対する助成	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑤営農費用助成
44	⑧西川町	農業担い手育成事業	農業体験受入農家	農業体験受入農家に対し支援。 5千円/日	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑦受入農家への助成
45	⑧西川町	農業担い手育成事業	町内の農業法人等	新規就農者を雇用した法人等に対する支援。 10万円/人	随時募集	—	産業振興課	0237-74-2113	—	⑥雇用費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
46	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	就農しなかったとき、中退したとき等は助成金を返還	○農林大学校入学支援 町内で就農することを条件に、農林大学校の授業料を助成。最大2年間	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	④研修費用助成
47	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	—	○就農等条件整備支援 青年等就農計画に即した機械・施設等の購入費用を補助。経営体育成支援事業の場合、事業費の1/6以内の額とし上限100万円。経営体育成支援事業に該当しない場合は事業費の1/3の額又は、上限100万円のいずれか低い額	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
48	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	—	○実践農業研修生受入支援 研修生の受入農家に対して受入に要する経費を補助。経費の1/4以内、3万円/月が限度	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑦受入農家への助成
49	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	長期研修生や認定新規就農者が利用する場合は光熱水費実費負担	○農業研修生等の宿泊施設完備 農業研修生及び認定新規就農者とその家族が使用可能な無料宿泊施設有	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑨住宅助成
50	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	—	○新規就農者生活支援 50歳以上で新規参入及び独立して農業経営を始めた認定新規就農者に対して生活費を補助。25,000円/月以内とし、新規就農の日から3年以内	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑪所得確保（給付金等）
51	⑨朝日町	朝日町チャレンジ ファーマー応援事業	—	町の農業において先進的な取り組み等を行う際に要した経費を助成。事業費の1/2以内とし上限100万円	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
52	⑨朝日町	電動アシスト剪定鋏普及事業	果樹農家で①65歳以上②新規就農者③認定農業者④栽培面積が1haを超えている生産者	電動アシスト剪定鋏の購入費の1/3上限5万円	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
53	⑨朝日町	簡易トイレ購入補助事業	①経営面積が1haを超える農家②2戸以上の農家が組織する団体	簡易トイレ購入費の1/2上限10万円	—	—	農林振興課	0237-67-2114	—	⑤営農費用助成
54	⑩大江町	大江町未来を耕す農機具支援事業	認定新規就農者	農機具購入補助として、20万円以上の農機具を購入した場合、購入費の1/3を補助（上限30万円）	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑤営農費用助成
55	⑩大江町	大江町新規就農者家賃等補助事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	家族で賃貸住宅を借りる場合、家賃4万円/月限度、光熱水費1万円/月限度に助成。単身者は、無料で研修施設を使用可能	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑨住宅助成
56	⑩大江町	大江町新規就農者用住宅の賃貸	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者用住宅（H26～30年度に各1棟を整備）を町で整備。家族で移住する新規就農者に対し賃貸。家賃月5万円、上記の補助金を活用すると家賃月1万円で居住可能。	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑨住宅助成
57	⑩大江町	大江町新規就農者用農業共同作業所設置	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	平成28年度にJAの倉庫を、平成30年度に旧保育園を改修し、新規就農者が共同で利用することのできる作業所を2箇所設置。作業小屋等を持たない新規就農者が選果や箱詰め等の作業ができる環境を整え、利便性を高める。	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑫その他
58	⑩大江町	大江町新規就農者用農機具共同利用事業	本町に移住し新規に就農を開始する者で、将来にわたり大江町で営農をおこなう意思がある者。	新規就農者が共同で利用することのできる農機具購入（農機具バンク）に対し町で補助。独立就農時の初期投資を軽減。	—	—	農林課	0237-62-2115	—	⑫その他

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
59	⑪村山市	施設整備及び機械・種苗等購入補助「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または市内で就農して認定新規就農者となることが確実と見込まれる者(経営開始5年以内)	○施設整備及び機械・種苗等購入補助 市が認める費用の1/2(上限青色申告者30万円・白色申告者20万円)を補助	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成
60	⑪村山市	村山市重点作物に取り組む環境整備補助「いっくど農業ねっぐプログラム」(市重点作物推進事業)	市重点作物の生産に取り組む者 ※市重点作物＝サクランボ・モモ・スイカ・トマト	○苗木補助＝サクランボ・モモの苗木購入経費の1/3(上限サクランボ1,500円/本・モモ800円/本)を補助 ○土壌改良＝農地の土壌診断後に実施する土壌改良に要する経費のうち肥料購入に要する経費の1/2(上限15千円)を補助 ○視察研修＝視察研修にかかる経費に対し1/2(上限30千円)を補助	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑤営農費用助成
61	⑪村山市	村山市担い手創造推進協議会「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内での就農を希望する方または市内で就農している方	○村山市担い手創造推進協議会による総合支援平成28年7月に設立。就農者の募集や就農・営農相談への対応、就農体験・研修の受け入れ、農業者間の情報共有・交流事業など「仲間づくり」の観点で幅広い活動を展開していく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑫その他
62	⑪村山市	村山市新規就農者ネットワーク「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○村山市新規就農者ネットワークによる情報共有・交流活動 担い手として着実に定着することを目的に、新規就農者たちが連携し、個人・相互の経営向上・確立に向けて情報共有や交流活動に取り組んでいく	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	⑫その他
63	⑪村山市	専門家による指導・研修「いっくど農業ねっぐプログラム」(村山市担い手創造推進事業)	市内の認定新規就農者または認定新規就農者と同等と認める者	○専門家による指導・研修 経営の合理化や発展化を図り、青色申告や法人への移行を目指す方に、税理士等の専門家による指導・研修を行う	随時募集	予算の範囲内	農林課	0237-55-2111 (内線251~252)	https://www.city.murayama.lg.jp/	③研修制度
64	⑫東根市	就農ファーストステップ支援事業	市内に住所を有する18歳から65歳までの就農後概ね3年未満の新規就農者で、認定農業者を目指す者であり、東根市農業委員会で新規就農者として農地を取得又は賃借した者。	①就農の際に必要な農業用設備の取得及び農業用機械の購入に要する経費に対し、補助対象経費の3分の1の補助金を交付する。(上限50万円) ②就農する年度に賃借した農地の賃借料に対し、助成金を交付する。(対象農地10aあたり7千円)	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	⑤営農費用助成
65	⑫東根市	農業後継者海外(国内)派遣事業	<海外>市内で農業に従事し将来においても農業経営を目指す意欲と能力を有する心身ともに健康な者で、40歳未満であり、認定農業者及び認定農業志向者等 <国内>市内で農業に従事し将来においても農業経営を目指す意欲と能力を有する心身ともに健康な40歳未満の市長が適当と認める者	海外又は国内で研修を受ける場合の必要経費を助成。経費1/2以内の額または、海外の場合1人当たり25万円、国内の場合2万円のいずれかの低い額	—	予算の範囲内	農林課	0237-42-1111	—	③研修制度

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
66	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業 (研修生支援)	※移住者限定 移住後1年以内の就農希望者	年額216万円の支援を2年間 ①生活費 10万円/月 ②住宅費 3万円/月 ③車両リース料 5万円/月 ※①のみ夫婦で研修時1.5倍	—	—	農林課	0237-22-1111	—	④研修費用助成
67	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業 (新規就農者支援)	※移住者限定 経営開始後5年以内(前年度農業所得200万円以下)	①資材・苗代 10万円/年 ②農地賃借料 10万円/年 ③農作業小屋賃借料 3万円/年 ④農業機械賃借料 3万円	—	—	農林課	0237-22-1111	—	⑤営農費用助成
68	⑬尾花沢市	就農移住者支援事業 (農業体験者支援)	尾花沢市で就農することに意欲、関心のある者	旅費、交通費 1万円/日	—	—	農林課	0237-22-1111	—	②農業体験
69	⑭大石田町	新規就農者等生活支援補助金	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者	町外から大石田町に転居し、住宅を借りる新規就農者を助成(住宅費2万円/月、光熱費5千円/月以内)	随時募集	—	産業振興課	0237-35-2111	—	⑨住宅助成
70	⑮新庄市	新庄市新規就農連絡会議	—	市内農業関係団体で構成する連絡会議であり、新規就農者に係る総合的な対策を行う。また、振興作物栽培研修モデル事業の審査を行い、技術継承と担い手育成につながる指導を行う。	—	若干名	農林課 農政企画室	0233-22-2111 (内線270、267)	—	①就農相談
71	⑮新庄市	振興作物栽培研修モデル事業	研修生は、市内在住の18歳以上65歳未満の新規就農者であること。	新規就農者が市振興作物の栽培技術習得に係る研修費(支払資金)を受入れ農業者に助成する。(補助率1/2、最大60万円)	—	若干名	農林課 農政企画室	0233-22-2111 (内線270、267)	—	⑦受入農家への助成
72	⑮新庄市	振興作物シニアチャレンジ支援事業	市内在住の65歳未満で新たに市振興作物に取組む者で、農業次世代投資資金の給付を受けている者を除く。	新規就農者が新たに市振興作物に取組む場合に排水対策や資材購入費用を助成。応募多数の場合は選考を実施する。(補助率1/2、最大30万円、面積・栽培要件等有)	—	若干名	農林課 農業振興室	0233-22-2111 (内線261)	—	⑤営農費用助成
73	⑯金山町	金山町認定農業者青年部活動活性化事業補助金	—	団体を通じて、研修等の活動費用を助成。1団体あたり最大128千円	—	—	産業課	0233-52-2111 (内線408)	—	④研修費用助成
74	⑰最上町	担い手農業者研修活動支援事業	40歳までの新規就農者及び認定農業者	研修活動に係る費用を助成	—	—	農林課	0233-43-2016	—	④研修費用助成
75	⑰最上町	若手認定農業者と新規就農者の研修事業	概ね45歳以下の認定農業者と新規就農者	認定の業者組織の活動の一環として、新規就農者と若手認定農業者合同の研修会を実施	—	—	農林課	0233-43-2016	—	⑫その他
76	⑱舟形町	新規就農予定者支援事業	—	卒業後、舟形町で就農予定の農林大学校入学生の授業料の助成	—	—	農業振興課	0233-32-2111 (内線412)	—	④研修費用助成
77	⑱舟形町	舟形町認定農業者等経営転換支援事業費補助金	—	町が選定した園芸作物を、水田に新規に作付した農業者に対して50万を上限に交付。資材代、種苗等の初期投資経費が対象。	—	—	農業振興課	0233-32-2111 (内線412)	—	⑤営農費用助成
78	⑱舟形町	舟形町園芸農業スタートアップ支援事業費補助金	—	町が選定した園芸作物を栽培し、3年以内に年間農業所得50万円以上を目指す者に対して50万を上限に交付。資材代、種苗等の初期投資経費が対象。	—	—	農業振興課	0233-32-2111 (内線412)	—	⑤営農費用助成
79	⑳大蔵村	農業後継者等自立支援事業	—	研究及び交流事業に係る事業費の8割(限度額12万円)を助成	—	—	産業振興課	0233-75-2105	—	④研修費用助成
80	⑳大蔵村	農業後継者等自立支援事業	—	農業経営に必要な農地取得及び施設整備で、自己負担分の借入に係る約定償還表により確認した借入日から、5ヵ年分の利子相当額(限度額100万円)を助成	—	—	産業振興課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
81	⑳大蔵村	新規就農者確保事業	—	新規就農年次にのみ、50万円を村でかさ上げして給付する。	—	—	産業振興課	0233-75-2105	—	⑤営農費用助成
82	㉑鮭川村	農業次世代人材投資事業	—	農業次世代人材投資資金(経営開始型)に適合した就農者に、年額50万円をかさ上げし給付する。	—	—	産業振興課	0233-55-2111	—	⑪所得確保(給付金等)
83	㉑鮭川村	鮭川村青年就農者経営継続安定化給付金事業	青年就農給付金(経営開始型)受給満了後営農を継続していること	青年就農給付金(経営開始型)の受給満了し、なおかつ営農を継続している農業者に、受給満了後の次年度に限り30万円給付する。	—	—	産業振興課	0233-55-2111	—	⑪所得確保(給付金等)
84	㉒戸沢村	新規就農者支援事業	青年就農給付金対象者、50歳未満の新規就農者・給付後の農業経営の調査必要	就農年次に50万円の給付。但し、45歳以上は30万円給付。	随時募集	—	産業振興課	0233-72-2111	http://www.vill.tozawa.yamagata.jp/	⑪所得確保(給付金等)
85	㉓米沢市	米沢市新規就農者研修実施事業	農業研修希望者を受け入れた農家の方	新規就農者の農業研修を受け入れた農家へ、謝金12万円(月額1万円×12月)を助成	令和3年4月1日～令和4年3月31日	受け入れ農家数2人	農業委員会事務局	0238-22-5111	—	④研修費用助成
86	㉓米沢市	米沢市未来を拓く農業支援事業	45歳未満の新規就農者	農業後継者・新規就農者が自ら主体となって行う作物の栽培や新たな栽培方法等の導入・新商品開発事業等の積極的な取組を支援する。補助率1/2(上限100万円)	令和3年4月1日～(予算の範囲内)	予算の範囲内	農政課	0238-22-5111	http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
87	㉔南陽市	農業支援ワンストップ相談窓口	—	本市での新規就農に係る相談から、体験・研修先の紹介、就業・定着まで、南陽市農業振興協議会「担い手育成支援部会」の部会員が連携しながら地域全体でサポートする取組み。新規就農に限らず、農業に関連した様々な問題についても相談窓口を一元化し、課題の早期解決に努めている。	—	—	農林課	0238-40-8309	http://www.city.nanyo.yamagata.jp	①就農相談

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
88	②南陽市	農業研修支援事業	①市内農業者の実施する研修を受講する市外の者 ②研修を受け入れた農業者	農業研修を実施するにあたり、宿泊場所の確保が課題となっていることから、市内農業者の実施する農業研修を受講する市外の受講者の市内旅館等を利用した場合の宿泊費に対して助成を行う（1泊2.5千円）。 また、研修を受け入れた市内農業者に対して報償費（1回5千円）を支出することで、後継者育成の気運を高める。	令和4年3月31日まで	予算の範囲内	農林課	0238-40-8309	http://www.city.nanyo.yamagata.jp	④研修費用助成
89	②高畠町	新規就農者家賃補助事業	認定新規就農者（就農形態区分が「新たに農業経営を開始」に該当している者のみ）で、町税（国民健康保険を含む）の滞納がない者	町内の住宅等について賃借契約を結んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った月額家賃（管理費、共益費及び駐車場使用料を除く）の1/2の額について月額2万5千円を限度として合計12月分を上限に最長2年間助成	令和4年3月31日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—	⑨住宅助成
90	②高畠町	農地賃借料補助事業	認定新規就農者で、町内の農地について農地法等による賃借契約を結んでおり、町税（国民健康保険を含む）の滞納がない者	町内の農地について農地法等による賃借契約を結んだ対象者一世帯に対し、対象期間内に支払った農地賃借料年額の1/2の額について10万円を上限に最長2年間助成	令和4年3月31日まで	予算の範囲内	農林振興課	0238-52-1827	—	⑧農地取得支援
91	②川西町	新規就農総合支援事業	認定新規就農者	農業技術、幅広い知識及び情報の習得のための必要な経費を助成。研修に要する経費の2/3又は10万円のいずれか低い額。	令和3年4月1日～令和4年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	④研修費用助成
92	②川西町	経営発展資金利子助成事業	認定農業者及び認定新規就農者	資金の借入に係る利子助成。 融資額：50万円以上500万円以内 利率：1.5%（町の利子助成により実質無利子）	令和3年4月1日～令和4年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
93	②川西町	新規就農総合支援事業	認定新規就農者	農地の地代、農業用施設、機械リース料を助成。年間自己負担額の1/2又は10万円のいずれか低い額。3年以内	令和3年4月1日～令和4年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
94	②川西町	新規就農総合支援事業	①認定新規就農者 ②町内の農地を所有権移転と売買契約をして農地取得した者 ③農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者	農地取得にかかる経費の1/2（上限50万円）を補助	令和3年4月1日～令和4年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑧農地取得支援
95	②川西町	新規就農総合支援事業	①認定新規就農者 ②農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者	施設、機械（中古を含む）、種苗費等の営農に係る経費の1/2を補助。上限30万円。	令和3年4月1日～令和4年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑤営農費用助成
96	②川西町	新規就農総合支援事業	50歳以上の認定新規就農者（農業次世代人材投資事業経営開始型非対象者）	50歳以上の認定新規就農者に対して、就農奨励金30万円を支給。認定期間中1回限り。	令和3年4月1日～令和4年3月31日	予算の範囲内	産業振興課	0238-42-6642	http://www.town.kawanishi.yamagata.jp	⑫その他
97	②長井市	長井市生き生き就農家賃支援事業	農業次世代新規就農事業（準備型又は経営開始型、農の雇用）対象者への家賃補助	賃貸住宅家賃の年間自己負担額の1/2又は36万円のいずれか低い額を助成。3年間。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑨住宅助成
98	②長井市	長井市生き生き就農移住支援事業	農業次世代新規就農事業（準備型又は経営開始型、農の雇用）対象者で、本市に移住する者	40万円（夫婦で移住の場合は50万円）	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑫その他
99	②長井市	長井市生き生き就農研修支援事業	農業次世代新規就農事業（準備型又は農の雇用）対象者で、研修を受ける者	準備型の研修生で移住者の場合：月5万円 最長2年間 準備型の研修生で市民の場合：月3万円 最長2年間	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	④研修費用助成
100	②長井市	長井市生き生き就農機械施設整備事業	農業次世代新規就農事業（経営開始型）対象者	①軽トラック等（貨物車）（3分の1補助で上限30万円） ②トラクター（2分の1で上限50万円） ③管理機（2分の1で20万円が上限） ④収穫・出荷用等機械（2分の1以内で20万円が上限） ⑤ハウス（2分の1以内で30万円が上限）。 ⑥市長特認（2分の1以内で20万円上限）各制度1回限り。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
101	②長井市	長井市生き生き就農農地等賃借支援事業	農業次世代新規就農事業（経営開始型）対象者	農地賃借料の2分の1以内で年間30万円が上限。3年間。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
102	②長井市	長井市研修生受入農家支援事業	研修生受入農家	農業次世代人材投資事業（準備型）の給付対象者の研修生受入農家に対し、研修生1名を受け入れた場合1万円/月支援。研修生2名を受け入れた場合1.5万円/月、研修生3名以上を受け入れた場合2万円/月。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/	⑦受入農家への助成
103	②小国町	創農チャレンジ応援給付金事業	・継続して就農が見込まれる者 ・サポーター（地域の認定農業者）から助言・指導が得られるもの	新規就農希望者に対して、原則1年、年間120万円の給付金を給付	随時募集	2	産業振興課	0238-62-2408	—	⑪所得確保（給付金等）
104	②小国町	小国町お試し滞在補助金	移住やUターンを目的として、小国で住居や仕事を探す等の活動を行う者	交通費や宿泊費の一部（上限2万4千円/世帯）を助成	随時募集	予算の範囲内	総合政策課	0238-62-2264	—	⑫その他

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
105	⑳小国町	移住支援事業	就業を目的として移住した者	5万円の支援金を支援金を交付。 上記の条件に加え、18歳未満の世帯員がいる世帯には10万円の支援金を交付。 上記の条件に加え、小国高校に入学・編入したお子様がいる世帯には20万円の支援金を交付。	随時募集	予算の範囲内	総合政策課	0238-62-2264	—	㉒その他

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
106	㊸白鷹町	新規就農者育成支援事業（賃貸住宅助成）	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍及び前住所が町外であること ・居住開始から3年未満の者 ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者 	賃貸住宅の家賃補助（年間賃借料の1/2又は36万円のいずれか低い方）3年間上限。	随時	予算範囲内	農林課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑨住宅助成
107	㊸白鷹町	新規就農者育成支援事業（住宅購入助成）	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍及び前住所が町外であること ・取得した住宅に5年間以上居住すること ・他の事業などで家賃補助を受けていない者及び公営住宅に入居していない者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者 	戸建て住宅を購入した場合、1回に限り80万円を助成	随時	予算範囲内	農林課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑨住宅助成
108	㊸白鷹町	新規就農者育成支援事業（機械・施設等導入支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・本籍及び前住所が町外であること ・取得した機械及び施設等を耐用年数期間に基づき使用する者 ・「農業経営計画」を有する者 ・農業経営計画の実現を保証又はサポートする者がいる者 ・機械及び施設等を本人名義で取得する者 	機械・設備整備に要する経費の1/2又は50万円のいずれか低い額を助成（1人1回限り）	随時	予算範囲内	農林課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑤営農費用助成
109	㊸白鷹町	農業再生協議会担い手農業者育成支援事業（資格習得費用支援）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者であること。 ・実質化された人・農地プランの中心経営体に位置付けられた農業者 ・特に白鷹町農業再生協議会会長が認めたもの 	農業機械等の運転に必要な免許資格等の習得費用の支援	随時	予算範囲内	農林課	0238-85-6107	http://www.town.shirataka.lg.jp/	⑫その他

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
110	飯豊町	家賃支援事業費補助金	町外からの新規就農者又は農業次世代人材投資事業（準備型）を活用して町内の農家で研修をしている者で町内の賃貸借住宅に居住していること	町内の賃貸住宅の家賃を助成。年間負担額の1/2又は24万円のいずれか低い額を上限として支給。ただし、事業対象期間は3年以内。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑨住宅助成
111	飯豊町	飯豊で幸せになる条例	町内への定住の意思を有して住宅を新築または購入された場合	住宅を新築又は購入した場合、一世帯につき1回に限り奨励金を交付。 ◆奨励金：30万円 ◆加算措置 ・新規就農林世帯、I・Uターン世帯：30万円 ・町内施工業者による新築施工：30万円 ・三世帯、新婚、子育て世帯：10万円 ・町内施工業者による飯豊型エコハウス新築：30万円 ・空き家購入：10万円	随時募集	予算の範囲内	企画課	0238-87-0521	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑨住宅助成
112	飯豊町	農業短期体験	町外から農業短期体験のために来町する場合	町内の農家で農業体験を行う場合、交通費の1/2又は1万円のいずれか低い額を助成。受入農家には研修に係る経費を助成。	随時募集	予算の範囲内	飯豊町地域で育てる担い手協議会（事務局：農林振興課）	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	②農業体験
113	飯豊町	農機具等整備支援事業	認定新規就農者	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。Iターンで就農した者は軽トラックや除雪機も助成対象とする。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
114	飯豊町	土地改良費補助事業	認定新規就農者	農地を良好にするために行う工事等（畦畔除去、砂利除去、水路工事、暗渠埋設、農地改良）の費用を助成。対象経費の1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。申請は年度内で1回とし、5年間の認定期間内に最大3回まで支援する。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
115	飯豊町	Iターン就農ステップアップ支援事業	Iターン就農者で、10年以上専業で農業を継続し続けている者であり、認定農業者であること。	農業経営に必要な農業用機械・設備の取得費用に対し、1/3もしくは10万円のいずれか低い額を上限として補助金を交付する。ただし、10年に1回の支援とする。	随時募集	予算の範囲内	農林振興課	0238-87-0524	http://www.town.iide.yamagata.jp/	⑤営農費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
116	①鶴岡市	鶴岡市新規就農定着アドバイザー	—	新規就農定着アドバイザーを設置し、新規就農者の相談・指導を実施	—	—	農政課	0235-25-2111	—	①就農相談
117	①鶴岡市	鶴岡市新規就農者研修受入協議会	鶴岡市で新規就農を希望する者	希望する研修内容・将来の農業経営の構想等を確認したのち、協議会に登録した研修受入農家のもとで最大2年間の研修を実施。農業次世代人材投資事業(準備型)を活用しながら研修を受けることも可	随時募集	—	農政課	0235-25-2111	—	③研修制度
118	①鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(オーダーメイド型独立就農支援事業)	以下のいずれにも該当する者 ・就農時の年齢が原則として49歳以下の者 ・就農後5年を経過しない新規就農者 ・年間農業所得目標200万円を目指す事業計画を策定した者	農業所得目標の達成に直接的に必要な事業に要する経費であり、国、県の補助事業の対象とならない小規模な農業用機械、施設の導入に係る経費。事業費10万円～150万円 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費、単に肥育の用に供する家畜の購入経費は対象外	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
119	①鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(農業機械・農業用ハウスリース支援事業)	転入後10年を経過しないUIターン者で認定新規就農者	農業用機械の賃借料年額の1/3又は5万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
120	①鶴岡市	つるおか新規就農者育成プロジェクト支援事業(農地賃借料支援事業)	転入後10年を経過しないUIターン者で認定新規就農者	農地賃借料年額の1/3又は9万円のいずれか低い額を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑤営農費用助成
121	①鶴岡市	鶴岡市UIターン就農者住宅家賃支援事業	転入後10年を経過しないUIターン就農者のうち、以下のいずれかに該当する者 ①農業次世代人材投資事業(準備型)の受給者 ②認定新規就農者	賃貸住宅等の家賃月額又は3万円若しくは2万円のいずれか低い額に、入居月数を乗じて得た額以内	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑨住宅助成
122	①鶴岡市	農業研修奨学金制度	年間1,200時間の農業研修を行う者	先進的な技術の習得のために研修を行う場合に、年間75万円を助成	—	予算の範囲内	農政課	0235-25-2111	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	④研修費用助成
123	①鶴岡市	アグリランドバンク事業(新規就農支援型)	認定新規就農者(親元就農除く)	新規就農者支援の観点から経営耕地の一部を貸し付けできる農業者(新規就農者支援農業者)をあらかじめ募り、新規就農者から借り受け希望があった場合に、双方の面接を経て貸借へと繋げていく。※貸付できる面積の上限設定あり	—	—	農業委員会事務局	0235-64-5868	https://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/index.html	⑧農地取得支援
124	②三川町	新農業所得構造改革推進事業	町内農業者及び団体等	・スマート農業導入支援 ・土づくり支援 ・瑞穂の郷づくり支援 ・園芸等生産向上支援	6月30日	予算の範囲内	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
125	②三川町	リーディングファーマーズ銀行事業	町内農業者及び団体等	機械施設等導入のために借り入れた融資に対して利子補給(3年を上限)	随時募集	特になし	産業振興課	0235-35-7017	http://www.town.mikawa.yamagata.jp/	⑤営農費用助成
126	③庄内町	地域おこし協力隊	庄内町に定住して『独立就農』又は『農業法人に就職』する意欲のある方	1年目研修型。2年目研修+実践。3年目実践+定着準備 報酬、車両の貸与、作業着・道具類(農作業用)の支給、地元のおいしい米(毎月5kg)の支給等	令和3年7月～	1名	農林課	0234-42-0167	http://www.town.shonai.lg.jp	④研修費用助成
127	③庄内町	庄内町地域おこし協力隊定着支援	委嘱期間満了後も町に定着し、地域の活性化に資する活動をする者	地域おこし協力隊委嘱期間満了後2年以内。委嘱期間から引き続き地域の活性化に資する活動を行う場合月5万円。	—	—	農林課	0234-42-0167	http://www.town.shonai.lg.jp	④研修費用助成
128	③庄内町	地域おこし協力隊起業支援	委嘱期間満了後も町に定着し、地域の活性化に資する活動をする者	地域おこし委嘱期間満了の前1年以内又は後1年以内で、町内で農業経営する方について、100万円以内で補助。	—	—	農林課	0234-42-0167	http://www.town.shonai.lg.jp	⑤営農費用助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
129	⑭酒田市	さかたでアグリ支援事業	県外からの移住者	「就農FEST」等県外で開催される新規就農相談イベントに出展し、就農希望者を呼び込む。	随時募集	特になし	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	①就農相談
130			新たに独立・自営で農業を営む意欲のある者で、青年等就農計画の認定を受けた者	認定新規就農者に対し、農地借上料、資材等の購入費、農業機械等の借上料に対し助成。(定額、上限50万円)	随時募集	予算の範囲内	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	⑤営農費用助成
131	⑭酒田市	農業研修等受入れ支援事業	本市に住所又は所在地を持ち、農業経営改善計画等の認定を受けた者	研修生1人の受入につき1日当たり2千円を助成。(上限50日分)	随時募集	予算の範囲内	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	⑦受入農家への助成
132	⑭酒田市	農業研修機関新卒就農者等支援事業	本市に住所を持ち、農業研修機関における研修を修了後、1年以内に市内で就農した者又は就農することを確約した者	山形県立農林大学校、地域定住農業者育成コンソーシアム、酒田市スマート農業研修センター等で開催される研修の受講料を助成。	随時募集	予算の範囲内	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	④研修費用助成
133	⑭酒田市	酒田もっけ田農学校	本市で就農を希望する者	受講生の特性にあったカリキュラムを作成し、基礎から農業を学習。(研修期間18ヶ月)	令和3年4月～9月	10名程度	農政課	0234-26-5766	http://www.city.sakata.lg.jp/	③研修制度
134	⑮遊佐町	新規就農者支援事業(資格取得)	農業次世代人材投資事業の交付を受けている者	担い手に必要な資格取得にかかる費用を助成。金額は費用の1/2または10万円を上限に町が補助金を交付	随時募集	3名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	④研修費用助成
135	⑮遊佐町	遊佐町チャレンジファーム事業(生活支援)	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研修を受ける研修生	遊佐町に生活の本拠を置きながら、町内で農業研修を受ける研修生の生活を支援。研修期間6月以上の研修生に対し、月額4万円(最長1年間)。ただし、農業次世代人材投資事業(準備型)受給者及び山形県独立就農者育成研修事業(雇用型)における研修生については最長2年間	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	⑩所得確保(給付金等)
136	⑮遊佐町	遊佐町チャレンジファーム事業(住宅支援)	農業研修生又は遊佐町に生活の本拠を置きながら町内で就農している農業次世代人材投資事業(経営開始型)受給者	農業研修生又は遊佐町に生活の本拠を置きながら町内で就農している農業次世代人材投資事業(経営開始型)受給者を支援。原則として町で用意した住宅を無償貸与。やむを得ず賃貸契約を結びアパート等に入居する場合は、家賃相当分とし、月額4万円(最長1年間)。ただし、農業次世代人材投資事業(準備型)受給者及び雇用型研修生については最長2年間	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	⑨住宅助成
137	⑮遊佐町	遊佐町チャレンジファーム事業(研修生受入支援)	町内の研修生受入農家	研修生受入農家に対し研修経費を支援。月額2万円	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp	⑦受入農家への助成
138	⑮遊佐町	チャレンジファーム農業研修生空き家利活用住宅整備事業	遊佐町へのI J Uターンにより新規就農者又は農業研修生となった者	町が空き家を借上げ、リフォーム後(住宅一棟につき、500万円を上限に構造上必要な箇所の修繕)に農業研修生等に貸し出す。(最長2年間)	随時募集	4名程度	企画課	0234-28-8257	http://www.town.yuza.yamagata.jp	⑨住宅助成

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス	支援分野
139	地域定住農業者育成コンソーシアム	食と農のビジネス塾	①食、農でビジネスを行おうとする者、行っている者 ②食、農でビジネスを支援している者、支援しようとしている者 ③食、農でビジネスに協力している者、協力しようとしている者	農業を志す方が優れた経営感覚と販売ノウハウを修得することを目的として、「食と農のビジネス塾」を開講。 ＜講義内容＞ 食と農に関する基礎、経営、加工、販売、農業技術、ビジネス計画書作成	※募集期間終了※ 令和3年2月1日～3月18日	定員40名	地域定住農業者育成コンソーシアム事務局（山形大学農学部内）	070-2011-5615	—	③研修制度
140	地域定住農業者育成コンソーシアム	農業スタートアップ塾	庄内地域及び域外に居住し、農業を実践しようとする者、している者	「食と農のビジネス塾」に加え、農業を志す方が農業技術の基本をより詳しく学ぶため、「農業スタートアップ塾」を開講。 ＜講義内容＞ 植物、動物の生理・生態、栽培、管理技術など	【4月期】 ※募集期間終了※ ～令和3年3月12日 【10月期】 ※募集中※ ～令和3年9月10日	定員10名	地域定住農業者育成コンソーシアム事務局（山形大学農学部内）	070-2011-5615	—	③研修制度
141	J A 山形おきたま	新規就農者定着指導支援	指導する農業者または農業法人、新規就農者受入協議会構成員	新たな作物を導入する際の栽培指導、農業を開始するための研修受け入れ、定期的な栽培技術・経営管理指導、その他研修・就農に必要な指導を行う、指導者に対し2千円/1時間、30万/年（上限）	令和3年12月末迄	予算の範囲内	営農経済部	0238-46-5300	http://www.okitama-yt-ja.or.jp/	
142	J A 山形おきたま	新規就農者農地賃借料支援	新規参入者、新たな作物を導入する新規就農者、新規栽培者で概ね49歳以下の就農者	農地中間管理機構を通じて借入れた農地の初年度賃借料全額	令和3年12月末迄	予算の範囲内	営農経済部	0238-46-5300	http://www.okitama-yt-ja.or.jp/	
143	J A 山形おきたま	新規就農者営農資材支援	新規参入者、新たな作物を導入する新規就農者、新規栽培者で概ね49歳以下の就農者	JAから購入した営農資材（減価償却資産除く）の1/3または10万円のいずれか低い額	令和3年12月末迄	予算の範囲内	営農経済部	0238-46-5300	http://www.okitama-yt-ja.or.jp/	
144	J A 庄内たがわ	園芸振興支援助成	当JA組合員で補助事業対象外機械導入者（以下同様） 枝豆・長ネギ・里芋・アスパラ1ha以上作付け者	栽培・出荷機械購入費30%上限に助成	令和2年1月1日～令和3年12月末	予算の範囲内	営農販売部	0235-64-3725	http://www.ja-shonai.or.jp/	
145	J A 庄内たがわ	園芸振興支援助成	軟白ネギ・花き・アスパラ・ミニトマト・きゅうり・椎茸・ワイン用ブドウ施設生産者	ハウス付帯設備、出荷設備、各種機器購入費30%上限に助成	令和2年1月1日～令和3年12月末	予算の範囲内	営農販売部	0235-64-3726	http://www.ja-shonai.or.jp/	
146	J A 庄内たがわ	園芸振興支援助成	花き、軟白ネギ、きゅうり生産者	土壌病害対策処理用機器、付帯設備購入費30%上限に助成	令和2年1月1日～令和3年12月末	予算の範囲内	営農販売部	0235-64-3727	http://www.ja-shonai.or.jp/	
147	J A 庄内たがわ	園芸振興支援助成	新規ほ場へアスパラ・ニラ新植者	種苗費、栽培用資材購入費50%上限に助成	令和2年1月1日～令和3年12月末	予算の範囲内	営農販売部	0235-64-3728	http://www.ja-shonai.or.jp/	
148	J A 庄内みどり	新規就農等支援	当JAの正組合員（以下同様） 原則50歳未満で就農開始5年以内の新規就農者	農地賃借料助成 農業用機械導入助成 大型特殊免許取得助成	令和3年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-26-5643	http://ja.midorinet.or.jp/	
149	J A 庄内みどり	新規就農者定着指導支援	新規就農者に栽培・管理技術や経営のノウハウを指導する農業者・農業法人の受入経営体	指導者への支援 （75日を上限に研修生1人当たり2千円/日を支援）	令和3年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-26-5643	http://ja.midorinet.or.jp/	
150	J A 庄内みどり	農業生産法人雇用支援	農業生産組織連絡会議の会員法人	農の雇用事業等他の公的助成が終了した農業法人で雇用者と申請時に雇用を継続している農業法人（1法人1人に限り60万/年）	令和3年4月～12月	予算の範囲内	営農販売部	0234-26-5643	http://ja.midorinet.or.jp/	